

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

第1回 概要～遺留分に関する民法の特例

■経営承継円滑化法の成立の背景

「中小企業における経営承継の円滑化に関する法律」は、我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継が事業活動の継続に影響を及ぼしていることに鑑み、事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎として平成20年10月1日から施行されるものである(遺留分に関する民法の特例に係る規定については、平成21年3月1日から施行)。

■全体像

(1)法の対象となる中小企業者の範囲

○中小企業基本法の中小企業の定義

	資本金	従業員数
	又は	又は
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

○政令により範囲を拡大した業種(オレンジ色部分を拡大)

	資本金	従業員数
	又は	又は
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト業除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

(2)法の構成

「中小企業における経営承継の円滑化に関する法律」は、大きく分けて3つから構成される。

1. 遺留分に関する民法の特例制度
2. 金融支援措置
3. 事業承継税制の抜本拡充

■遺留分に関する民法の特例制度

(1)背景

円滑な事業承継を行い、承継後の経営を安定させるためには、後継者や協力的な株主に相当数の自社株式や事業用財産を集中させることが重要である。しかし、民法の遺留分制度による制約・遺留分の事前放棄制度の限界から円滑な事業承継に弊害が生じるため、その特例として設けられたものである。

(2)遺留分制度について

①遺留分・遺留分減殺請求権

・「遺留分」

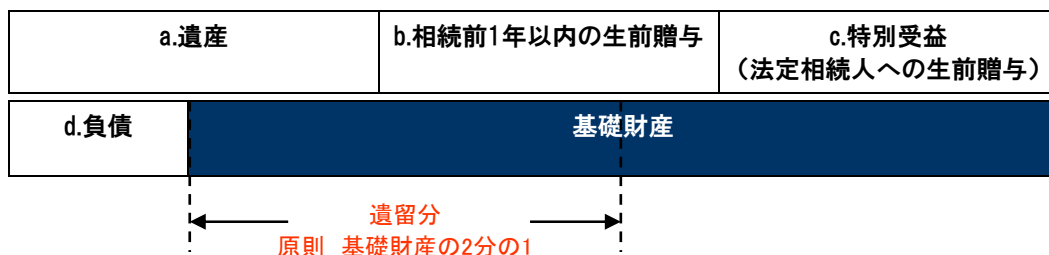
本来、自分の財産は自由に処分できるはずである。しかし、民法は、遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人(兄弟姉妹を除く)に最低限の相続の権利を保障している(民1028)。これを遺留分という。

・「遺留分減殺請求権」

遺留分が、相続人からの生前贈与や遺言によって、他の相続人が過大な財産を取得したために遺留分を侵害された相続人が、遺留分額以上の財産を取得した相続人に対して、財産の返還を請求することができる(民1031)権利。

②遺留分算定の基礎財産の計算方法

遺留分は、a.遺産にb.相続前1年以内の生前贈与とc.特別受益の額を加え、そこからd.負債を差し引いた額(遺留分算定の「基礎財産」という)に、遺留分の比率(原則は2分の1、直系尊属だけ相続人の場合は3分の1)をかけて算出する(民1029)。



(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

③遺留分制度の制約とそれによる弊害

- ・遺留分の基礎財産に生前贈与株式等の算入→遺留分の減殺請求により相続に伴い株式分散されてしまうという弊害
- ・生前贈与株式等に評価額は相続開始時点であるため、後継者の貢献による株式価値上昇分が基礎財産に算入されてしまう→後継者の経営意欲が低下してしまう弊害

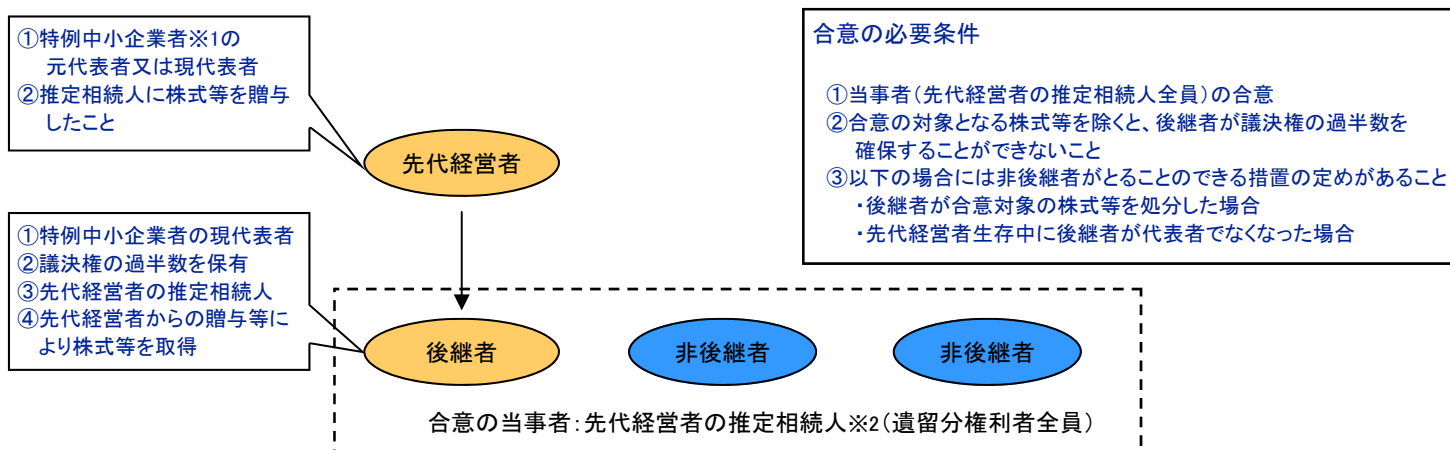
④現行民法における遺留分の事前放棄制度の限界

現行民法上においても、非後継者が遺留分の事前放棄(民1043)をすることによって、遺留分に係る紛争を未然に防止することが可能である。しかし、遺留分の事前放棄による対策には、以下のような限界がある。

- ・非後継者の手続負担(当事者全員が個別に単独で申立て)
- ・一部についてのみ放棄することができない限界(株式等の贈与時点の価額は放棄しないが、後継者貢献による価値上昇部分については放棄するといった放棄の仕方はできない)

(3)民法特例の概要

①要件の全体像



※1 特例中小企業者: 3年以上継続して事業を行っている非上場会社

※2 推定相続人: 民法上の推定相続人には兄弟姉妹が含まれるが、法における「推定相続人」は、遺留分の算定に係る合意の当事者となる者であるので、遺留分を有さない兄弟姉妹及びこれらの者の子を除いている。

②内容

特例合意	内容
除外合意	後継者が贈与を受けた株式等の全部又は一部について、遺留分算定の基礎財産から除外 ↓ 贈与株式等が遺留分減殺の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止できる。
AND/OR 固定合意	遺留分算定の基礎財産には算入するが、算入する株式等の価額を合意時点で予め固定 ↓ 後継者の貢献による株式価値上昇が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない。
+OPTION 追加合意 (除外のみ)	以下の財産を遺留分算定の基礎財産から除外 ・後継者が贈与等を受けた株式等以外の財産→経営承継の円滑化が一層図られる ・非後継者が贈与を受けた財産→相続人間の衡平を図ることが可能

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

○民法特例 イメージ図

設例)Y社の経営者Aの推定相続人としては、後継者Bを含むC、Dの三人の子がいる。

Aは不動産(3,000万円相当)、Y社株式(3,000万円相当)を持っており、Y社株式を後継者Bに生前贈与し、Y社の経営を承継させた。

その後、Y社株式の価値が1億2,000万円になっていた。

図1～これまで～

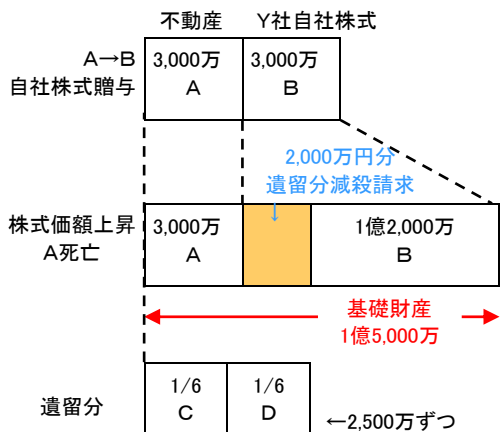


図2～除外合意～

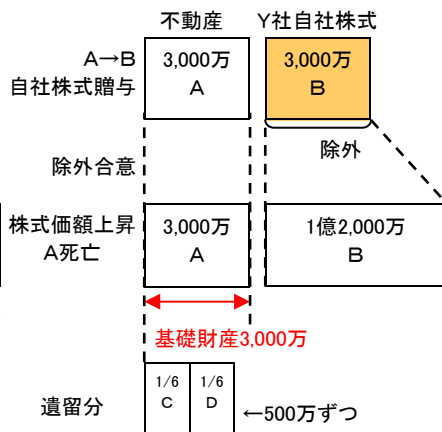
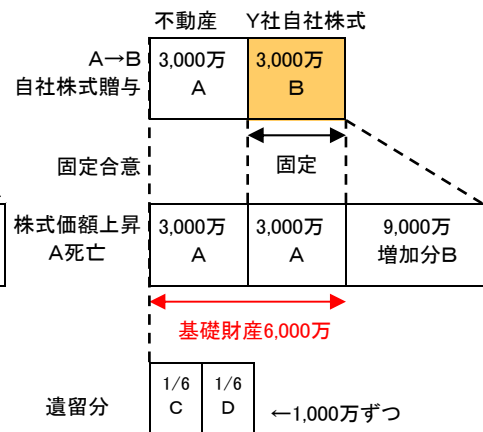
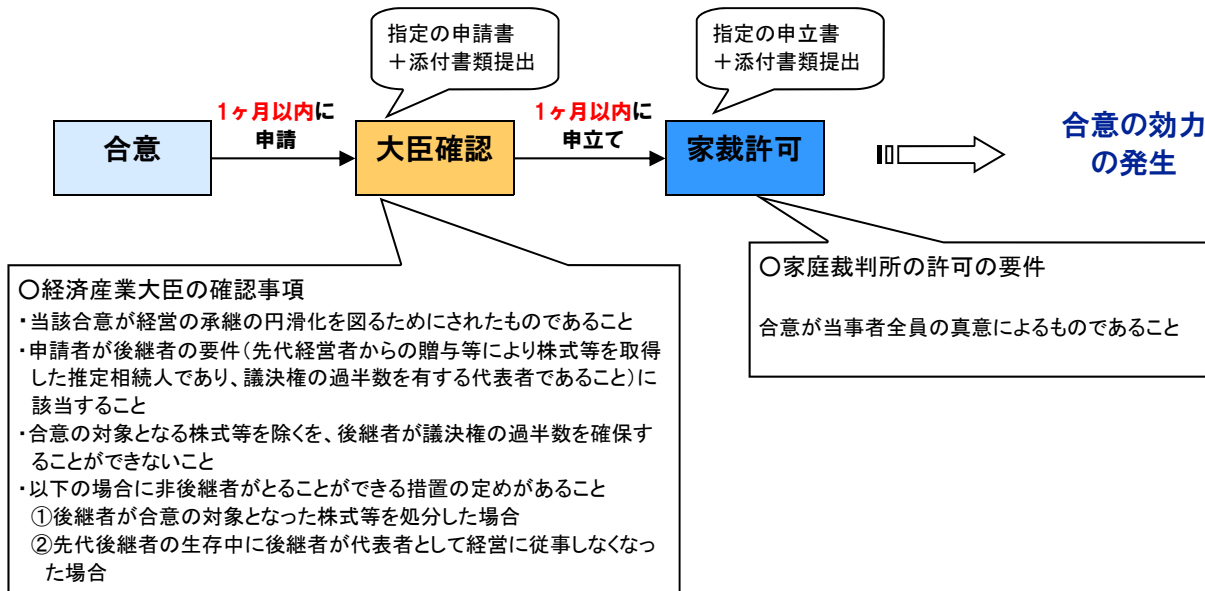


図3～固定合意～



③手続

除外特例も固定特例も、先代経営者の*1推定相続人全員の合意を書面により行い(法4)、中小企業の後継者が、経済産業大臣の確認(法7)及び家庭裁判所の許可(法8)を受けることによって、当該合意の効力が発生する。



④合意の消滅事由

以下の事由が生じた場合には、当然に効力が消滅する。

- ・経済産業大臣の確認の取消
- ・旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと
- ・合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと
- ・合意の当事者の代襲者※が旧代表者の養子になったこと

※代襲者: 親に代わって相続人になった者のこと

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。